

建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価料金

※ 一戸建ての住宅

(単位：円)

電子申請	30,000
紙申請	32,000

他の申請との併願申請の場合は下記の通りになります。

設計住宅性能評価	6,000
長期優良住宅認定技術的審査	
低炭素建築物認定技術的審査	
性能向上計画認定(35条)および 基準適合認定(41条)に係る技術的審査	

- ※1 上表の料金はすべて税込みの金額となっています。
- ※2 併願申請の料金は、外皮計算及び一次エネルギー消費量計算が他制度と同じ内容の検討方法による場合に限り、(申請内容が異なる場合は単独申請と同料金とします。)
- ※3 計画変更の料金は上表の2分の1の額とします。
- ※4 評価書等の再発行の料金は、1通につき5,000円(税込み)とします。
- ※5 BELSの表示用のプレート及びシール等は別途料金が発生しますのでご注意ください。また、1回の申込みにつき、事務手数料3,000円をいただきます。
- ※6 改修前後の評価料金は上表の料金の1.5倍を乗じたものとします。

※ 共同住宅等 (共用部の一次エネルギー消費量計算の必要のない評価の場合) (単位：円)

評価対象住戸数		評価料金
		住戸部分
電子申請	2～6戸	56,000+(2,500×戸数)
	7～10戸	72,000+(2,500×戸数)
	11～20戸	87,000+(2,500×戸数)
	21戸以上	別途見積
	併願申請	設計住宅性能評価 長期優良住宅 低炭素認定 性能向上計画認定(第35条) 基準適合認定(第41条)
住棟評価を含む		上記料金 +2,500
紙申請		上記電子申請料金の 2,000円加算します

- ※1 上表の料金はすべて税込みの金額となっています。
- ※2 「1住戸のみの申請(店舗併用住宅等)」は、一戸建ての住宅の額とします。
- ※3 確認申請併願の場合は、確認申請用の申請図書と認定に係る技術的審査用の申請図書がそれぞれ必要となります。また他の申請との併願申請の料金は、外皮計算及び一次エネルギー消費量計算が他制度と同じ内容の検討方法による場合に限り、(申請内容が異なる場合は単独申請と同料金とします。)
- ※4 「共用部分の一次エネルギー消費量計算の必要があるもの」及び対象建築物が「複合用途」となる場合は、別途見積とします。ただし共用部の設備が照明設備のみの場合は30,000円の加算とする。
- ※5 計画変更の料金は上表の2分の1の額とします。
- ※6 既存建築物において改修前後の評価をする場合は、上表の料金の1.5倍を乗じたものとします。
- ※7 評価書等の再発行の料金は、1通につき5,000円(税込み)とします。
- ※8 BELSの表示用のプレート及びシール等は別途料金が発生しますのでご注意ください。また、1回の申込みにつき、事務手数料3,000円をいただきます。

※ 非住宅建築物

(単位：円)

延べ面積	モデル建物法		標準入力法	
	工場モデル	その他	工場モデル	その他
$A < 500 \text{ m}^2$	60,000	110,000	150,000	280,000
$500 \text{ m}^2 \leq A < 1,000 \text{ m}^2$	80,000	140,000	190,000	350,000
$1,000 \text{ m}^2 \leq A < 2,000 \text{ m}^2$	100,000	180,000	230,000	420,000
$2,000 \text{ m}^2 \leq A < 5,000 \text{ m}^2$	120,000	220,000	280,000	500,000
$5,000 \text{ m}^2 \leq A < 10,000 \text{ m}^2$	160,000	280,000	330,000	600,000
$10,000 \text{ m}^2 \leq A < 20,000 \text{ m}^2$	200,000	340,000	400,000	720,000
$20,000 \text{ m}^2 \leq A < 50,000 \text{ m}^2$	240,000	400,000	470,000	840,000
$50,000 \text{ m}^2 \leq A$	別途見積			

- ※1 上表の料金はすべて税込みの金額となっています。
- ※2 延べ面積の算定は、棟単位で料金を算定します。
- ※3 対象建築物が複合用途となる場合は、別途見積とします。
- ※4 計画変更申請の評価料金は、変更内容に応じて別途見積とします。
- ※5 建築物エネルギー消費性能適合性判定、低炭素建築物認定技術的審査、性能向上計画認定および基準適合認定に係る技術的審査と併願申請の場合は、上表の料金によらず一律 10,000 円（税込み）とします。ただし、同一の申請内容である場合に限りです。申請内容が異なる場合は、上表の料金とします。
- ※6 既存建築物において改修前後の評価をする場合は、別途見積とします。
- ※7 評価書等の再発行を行う場合の交付料金は、1 通につき 5,000 円（税込み）とします。
- ※8 BELS の表示用のプレート及びシール等は別途料金が発生しますのでご注意ください。また、1 回の申込みにつき、事務手数料 3,000 円をいただきます。